

1. 医療提供体制と感染拡大防止策について

（1）医療提供体制整備費について

○「医療提供体制整備費」は、新型コロナウイルス感染症患者受入のために病床をあけて確保する病院への支援です。私は、5月の臨時議会で病床単価の引き上げを求めていましたが、国の2次補正でICU・30万1千円、HCU・21万1千円、その他の病床・5万2千円と大幅に引きあげられ、評価するものです。宮城県で確保している病床は全て増額の対象となるのか、また遡って支給するのかお答えください。

（2）医療従事者等慰労金について

○「医療従事者等慰労金」について伺います。支給対象となる医療機関の職員ですが、総務や経理の事務職員、パートや派遣職員、清掃などの委託業者の職員も対象となりますか？職種間の連携こそ病院を支える土台です。病院内の不団結を招かないよう、医療機関で働く全ての職員を対象とすべきです。

また、調剤薬局の職員が対象となっていません。調剤薬局は医療法で位置づけられた医療提供施設です。患者さんとも接しています。調剤薬局の職員も慰労金の対象とすべきです。合わせてお答えください。

○今回の県の補正でも、国の2次補正でも、医療機関の減収分を補填する予算はありませんでした。4・5月に20%以上の患者さんが減少した病院からは、6月の患者数も同じような傾向だということでした。経営難は深刻です。国に予備費を使って早急に減収分の補填をするよう、知事会等で強く求めていただきたい。お答えください。

2. 雇用の維持と事業の継続について

○宮城県労働組合総連合に新型コロナの影響に係る労働相談の状況についてお聞きしました。今年の3月からの相談件数は約200件で非正規雇用の女性が多く、タクシー運転手、旅館・ホテルの従業員、スーパー等の試食販売員からの相談が多いそうです。事業主から「休め」と言われて何の保証もないとのことでした。

雇用の維持を図るためには、本来、事業者が休業手当を支給し、雇用調整助成金を申請することが必要です。ところが、雇用調整助成金の申請は複雑でとてもできないという事業者がいます。宮城労働局や市町村と連携して、社会保険労務士による無料相談を県内各地で開催するなど、県が積極的に事業者に申請を促し、雇用を守るよう働きかけていただきたい。いかがですか。

○国の2次補正で、コロナの影響で休業させられても勤務先から休業手当を受け取れない労働者が直接、現金を申請できる「新型コロナ対応休業支援金」の支給が決まりました。労働者が申請しやすいしくみを作り、制度の周知が必要です。どのように行うのかお答えください。

○事業の継続のためには、賃金とともに固定費である家賃への支援が必要です。この度、国の2次補正で「家賃支援給付金」の支給が決まりました。ところがこの制度には、既に家賃を減免していた家主への支援がありません。また、支援対象の起点が5月となっており、自粛や休業が深刻だった3・4月は対象になっていません。

そこで、県が臨時交付金などを使って、家賃減免を行った家主を支援するしくみを作ることと、3・4月分の家賃補助を行うことを提案します。いかがですか。

3. 二次交通事業者への支援について

○「日帰りバスツアー特別支援費」は、1回のバスツアーの催しに対して平均7万円（最高9万円）を支給するもので、感染対策のために定員を減らして運行せざるを得ない観光バス業界を応援する事業です。そこで、同様に定員を減らして運行せざるを得ない観光船に対しても同じ趣旨での支援事業を求めますがいかがですか。

1482 字